

盛岡市電気自動車導入促進補助金交付申請書類等確認書

申請書類提出期限：令和8年2月27日必着

申請に当たっては、次のすべての項目の確認欄にチェックが入っていることを確認してください。

1 申請者について

下記の事項を満たしていることを確認し、確認欄にチェックを入れてください。

確認事項	確認欄
盛岡市の住民基本台帳に記録されている。	☐
自らの使用を目的として電気自動車を導入し、事業完了日から4年間使用する意思がある。	☐
導入する電気自動車の車検証に「所有者」、「使用者」として記載される予定である。	☐
市税を滞納していない。	☐
過去に電気自動車の導入において、当該補助金の交付を受けていない。	☐
電気自動車の導入に係る契約に基づき、費用の負担をする予定である。	☐
盛岡市暴力団排除条例(平成27年3月25日条例第9号)第9条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない。	☐

2 対象となる電気自動車について

下記の事項を満たしていることを確認し、確認欄にチェックを入れてください。

確認事項	確認欄
申請年度中に、初度登録を完了する予定である。	☐
自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市内となる予定である。	☐
自動車検査証に係る自動車の燃料が電気と記載される予定である。	☐
自動車検査証の用途にあつては「乗用」及び自家用・事業用の別にあつては「自家用」と記載される予定である。	☐
法人の代表者や個人事業主などの名義で契約したもの(企業の経費などで購入したと判断されるもの)ではない。	☐
導入を予定している自動車は、搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を使用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)のうち、四輪のものであつて、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象となっている車種である。	☐

3 その他の確認事項

下記の事項を満たしていることを確認し、確認欄にチェックを入れてください。

確認事項	確認欄
当該補助金の交付は、1台につき1回限りであると承知している。	☐
当該補助金の交付を受けた車両については、最低でも事業完了日から4年間は自己で使用しなければならず、4年以内に第三者への売買、貸借及び譲渡等により使用を中止した場合は、使用した期間に応じて補助金返還をしなければならないことを承知している。	☐

4 申請書類について

下記の書類が全て揃っていることを確認し、確認欄にチェックを入れてください。

必要書類	確認欄
盛岡市電気自動車導入促進補助金交付申請書(様式第2号)	☐
事業計画(実績)書(様式第3号)	☐
電気自動車の導入に係る契約書、注文書、発注書等の写し	☐
電気自動車の導入に係る内訳書等の写し(導入する電気自動車の型式等詳細が明記されている書類)	☐